

◎東京都公安委員会告示第 224 号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月26日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 講習の実施期間及び時間

令和8年10月13日（火曜日）から同月16日（金曜日）
までの4日間

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習予定人員

50名

4 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により
確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和8年9月10日（木曜日）

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (3837) 2160

5 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和8年9月24日（木曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

(4) 確認書類

本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し 1通

（受講申込み時に提出すること。）

6 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和8年10月5日（月曜日）及び同月6日（火曜日）の2日間

午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

39,000円

7 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312